最終更新日：2015年7月1日

株式会社　山陰合同銀行

取締役頭取　石丸　文男
問合せ先：0852-55-1000
証券コード：8381
www/gogin.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、金融環境の変化に適切に対応し、健全で透明性の高い経営体制を確立するため、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化、充実に努めております。

具体的には、執行役員制度の導入により、取締役が担うべき「経営に関する意思決定機能及び業務執行監督機能」と、執行役員が担う「業務執行機能」を分離してそれぞれの役割と責任を明確にし、機動的な業務執行が可能な体制としております。また、取締役会における牽制機能強化を図るため社外取締役を選任するとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制とするため取締役の任期を１年としております。

また、取締役会のほか、執行役員による業務執行のための協議機関である経営執行会議等を随時機動的に開催し、迅速な対応を行うことができる態勢としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本生命保険相互会社	5,823,983	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,779,000	2.97
CBNY　DFA　INTL　SMALL　CAP　VALUE　PORTFOLIO	4,454,900	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,302,000	2.67
山陰合同銀行従業員持株会	4,091,743	2.54
明治安田生命保険相互会社	3,050,890	1.90
第一生命保険株式会社	3,015,593	1.87
住友生命保険相互会社	3,006,000	1.87
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,449,948	1.52
中国電力株式会社	2,405,156	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
多胡　秀人	他の会社の出身者								○			
田部　真孝	他の会社の出身者								○			
福井　宏一郎	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多胡　秀人	○	株式会社鹿児島銀行　社外取締役 同氏は当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験や専門的な知識を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任しております。 〔独立役員指定理由〕 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
		株式会社JUTOKU　代表取締役社長	地元経済界を代表し、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的

田部　真孝		株式会社田部　代表取締役社長	な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任しております。
福井　宏一郎	○	一般社団法人霞関会理事 同氏は当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	金融分野全般を中心とした幅広い知識と豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任しております。 〔独立役員指定理由〕 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・内部監査部門による実地監査結果の報告の受理ならびに意見交換
・内部監査部門発出の本部各部に対する「確認書」「回答書」の把握と本部各部の対応状況のチェック（随時）
・その他、内部監査部門との情報共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河本　充弘	弁護士										○			
川中　修一	弁護士										○			
今岡　正一	公認会計士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河本　充弘	○	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士 同氏および弁護士法人河本・森法律事務所は当行の取引先であります。預金取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であります。 当行は同事務所へ法律相談等を依頼しておりますが、取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	弁護士としての高い見識および法律の専門性を期待して選任しております。 〔独立役員指定理由〕 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
川中　修一	○	川中・野口法律事務所　弁護士 同氏および川中・野口法律事務所は当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	弁護士としての高い見識および法律の専門性を期待して選任しております。 〔独立役員指定理由〕 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
今岡　正一	○	合同会社今岡会計事務所　公認会計士・税理士 同氏、合同会社今岡会計事務所、有限会社サポートおよびACアーネスト監査法人は当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	公認会計士および税理士として財務および会計に関する豊富な専門知識と実務経験を期待して選任しております。 〔独立役員指定理由〕 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

1. 業績連動報酬
　業績向上への意欲を高めることを目的に、当行取締役および執行役員に対し、当期純利益に応じた業績連動報酬枠を設定しております。
この制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議され、平成23年6月24日および平成27年6月24日開催の定時株主総会において改定決議されたものであります。

＜業績連動報酬枠＞

当期純利益（単体）	業績連動報酬枠	うち社外取締役
150億円超～	98百万円	14百万円
140億円超～150億円以下	91百万円	13百万円
130億円超～140億円以下	84百万円	12百万円
120億円超～130億円以下	77百万円	11百万円
110億円超～120億円以下	70百万円	10百万円
100億円超～110億円以下	63百万円	9百万円
90億円超～100億円以下	56百万円	8百万円
80億円超～ 90億円以下	49百万円	7百万円
70億円超～ 80億円以下	42百万円	6百万円
60億円超～ 70億円以下	35百万円	5百万円
50億円超～ 60億円以下	28百万円	4百万円
50億円以下	0円	0円

2.株式報酬型ストック・オプション
　株価上昇のメリットと株価下落のリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な株主価値増大への経営意識を高めることを目的に、当行取締役、監

査役及び執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。この制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議され、平成23年6月24日開催の定時株主総会において改定されたものであります。
(1) ストック・オプション報酬額
取締役に対して年額75百万円以内、監査役に対して年額20百万円以内で、新株予約権を割当てます。
(2) 新株予約権の内容
A.新株予約権の目的となる株式の種類
当行普通株式
B.新株予約権の目的となる株式の数
取締役は124千株(新株予約権1,240個)、監査役は33千株(新株予約権330個)を1年間の上限とする。
新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は必要な調整を行うものとする。
C.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
D.新株予約権を行使できる期間
新株予約権の割当日の翌日から25年以内とする。
E.新株予約権の主な条件
新株予約権者は当行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
F.その他新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、その他

該当項目に関する補足説明

当行取締役、監査役及び執行役員に対し付与します。
詳細は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で決定します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告、有価証券報告書において、全取締役の総額を開示したうえ、社内取締役の報酬総額も開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、取締役会資料については社外取締役及び社外監査役が事前に確認できる体制としております。
また、取締役会議案に対する照会は、取締役会事務局で受付ける体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会
取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成し、経営に関する重要な意思決定と取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っています。取締役会は、毎月定期的に開催するとともに、緊急の事案に対応するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。
また、監査役は、取締役会に出席し、必要あるときは、適宜意見を述べる態勢としています。

監査役会
当行は、監査役会設置会社であり、監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成しています。監査役は、監査役会が策定した監査方針・計画書に従い、取締役の職務執行監査を基本に、行内の内部統制が適切に機能しているかを監視・検証しています。

経営執行会議
経営執行会議は、頭取執行役員、専務執行役員及び常務執行役員で構成し、経営の重要事項にかかる協議機関及び取締役会からの委任事項の決議機関として随時機動的に開催しています。

内部監査
当行は、業務執行部門から独立した内部監査部署として、監査部を設置しています。監査部は、取締役会において承認された内部監査方針・計画に基づき、業務執行部門の活動全般を取締役会及び監査役会に定期的に報告しています。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの当行経営に対する客観的・中立的な牽制・監視機能は重要と考えており、現在、社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しています。

また、「経営に関する意思決定及び業務執行監督機能」と「業務執行機能」を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入しています。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制とするため取締役の任期を１年としています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前の発送としております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成13年より集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成27年より、招集通知部分および議案（参考書類）部分の英訳をホームページに掲載しております。
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。 株主総会の招集通知について、一部Web開示を実施しております。 株主総会における説明事項を映像化し、わかりやすい総会運営に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地元（山陰両県・兵庫県）で個人投資家向け説明会を開催しております。 （平成26年度開催回数　6回）	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京でアナリスト・機関投資家向けに年2回会社説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米・アジアを中心に、主要投資家に向けて年１回継続的に個別説明会を開催しております。昨年度は平成26年11月にシンガポール、平成27年2月に米国にて開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、株主・投資家の皆様向けの専用ページを設け、当行の経営理念、経営計画、頭取メッセージのほか、決算情報、適時開示資料、会社説明会資料等を掲載しております。海外投資家向けに英訳の文書も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部 IR事務連絡責任者：執行役員経営企画部長　**　***	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	◆平成21年３月期から、「業績連動配当」を取り入れております。１株につき年間9円の安定配当を維持しつつ、当期純利益（単体）が80億円を超過する場合には、業績に応じた配当を行ってまいります。 ◆お客様には、安心してご利用いただけるように顧客保護等管理態勢を充実させてまいります。そのため、与信取引、リスク商品販売における説明責任の徹底を図るほか、金融犯罪防止への積極的な取組み、安心できる決済システムの提供に努めてまいります。 ◆「従業員同士の関わりを強くする」「従業員の満足を実現」することで、いきいきと働き、心が通う組織の実現を目指し、組織の活性化を図ってまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	◆「ごうぎん一粒の麦の会」 昭和56年から当行とグループ会社の役職員有志により、山陰は元より山陽・兵庫まで、医療・福祉・介護分野で地域に貢献される事業者様に対して、車椅子等の寄付活動を続けております。 ◆「ごうぎん鳥取文化振興財団」「ごうぎん島根文化振興財団」 平成4年から山陰両県の教育・文化芸術・スポーツに関する活動に対して運営費の助成（各県6百万円以上）や協賛を行い、その振興に貢献しています（平成23年に公益法人化）。 また、ごうぎん島根文化振興財団では、「尚風館」（寺子屋の現代版）を平成24年9月に開校し、青少年の育成事業にも取組んでいます。 ◆「小さな親切」運動 平成9年より当行が山陰本部の事務局となり、地域の多くの会員の皆様にご協力をいただきながら、日本列島クリーン大作戦（山陰の海岸や湖岸、公園の一斉清掃運動）、春と秋の一斉あいさつ運動、日本列島コスモス作戦、「小さな親切」作文コンクールなどの活動を行っております。 また、山陰本部独自の活動として平成17年からは「紙芝居キャラバン・声優さんがやってくる」と題して、山陰両県の小学校において有名声優による紙芝居により、親切心や森林保全の大切さ等を伝える活動を展開しています。 ◆「森林保全活動」 平成18年から鳥取県の「とっとり共生の森」事業、島根県の「しまね企業参加の森づくり」事業に参画し（山陰両県の4か所の森林を借り受け）、役職員が草刈や竹林伐採、広葉樹の植林などの森林保全活動を実践しております。また、同年に山陰両県のNPO法人やボランティア団体などに呼びかけ「森林を守ろう！山陰ネットワーク会議」を設立（現在、鳥取県28団体、島根県23団体の計51団体）。その事務局を当行が務め、参加団体の連携強化による活動の活性化を図っております。 更に、平成20年からは他の地方銀行にも呼び掛け、「日本の森を守る地方銀行有志の会」を結成し、当行に事務局を置きながら、森林保全の連携を全国に広げているところです。 ◆「知的障がい者の雇用」 平成19年、知的障がい者が専門的に就労する事業所「ごうぎんチャレンジドまつえ」を開設し、当行がリーダーシップを発揮して、地元企業や地域社会全体で知的障がい者の自立を支援していく「地域におけるセーフティネット」作りを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時適切な情報開示を基本とし、ニュースリリース、ディスクロージャー誌、ホームページ等により、当行の経営情報を積極的に開示し、株主の皆様・お取引先の皆様にご理解いただくよう努めております。
その他	◆「女性の活躍に向けた取組」 当行は、「女性の活躍機会拡大」を経営目標の一つとし、女性の活躍できる職場にむけて、管理職の女性行員比率を20%に引上げることを目標としており、平成27年5月現在で14.8%となっております。また、女性行員比率を高めることで、女性の視点や発想を活かしたお客さまサービスの向上への取組みも進めております。 仕事と家庭の両立を支援するため、最長3年の育児休業制度や短時間勤務制度の実施を行っております。また、国から支給される「育児休業給付」の対象期間が過ぎた1歳を超える子を養育する育児休業者に対し、当行独自の「育児休業補助金制度」から補助を行い、育児に専念できる環境整備を進めております。 また、上記制度の実施や男性の育児休暇の取得などの実績が評価され、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんマーク」の認定を受けております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

平成27年5月1日の会社法施行に対応し、当行では、「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり改定しております。

【内部統制システムに関する基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領(企業行動原理及び役職員の行動規範)」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。

(2)全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に報告する体制とする。

(3)コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。

(4)取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当行グループから独立した社外取締役を選任する。

(5)業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程及び内部監査方針にしたがい内部監査を実施する。

(6)内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口(弁護士)に直接通報できる体制とする。

(7)反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識する。

A. 信用リスク
B. 市場リスク
C. 流動性リスク
D. オペレーショナル・リスク

(2)リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図る。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にALM委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行う。

(3)不測の緊急事態の発生に対しては、緊急対策要領を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。

(2)取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について、多面的な検討を行う。

(3)組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

5. 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保する。

(1)グループ会社のコンプライアンス態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施する。

(2)グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告する。

(3)グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理する。

(4)グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準にしたがい、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役の意見を尊重する。また、専属の使用人はもっぱら監査役の指揮命令にしたがう旨を規程に明記する。

8. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

A. 取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告する基準等について監査役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査役から報告を求められたときには、速やかに報告を行う。

B. 内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査役に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告する。

(2)グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査役に定期的に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、

全役職員に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は取締役会に出席するほか、経営執行会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等連携に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、金融取引に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下のとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係遮断を徹底します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断を「内部統制システムに関する基本方針」に位置づけるとともに、社内規程等を整備し、当行単体のみならず当行グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組みます。また、反社会的勢力との取引解消や不当要求への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保します。

2. 一元的な管理態勢の構築

(1)反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築のうえ、積極的に活用するとともに、当行グループ内での情報の共有化を図ります。
(2)平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
(3)反社会的勢力に関する情報は、迅速かつ適切に経営陣が把握できる態勢とします。

3. 審査態勢の構築

(1)反社会的勢力に関する情報を活用した事前審査を適切に実施するとともに、契約書、約款等へ反社会的勢力排除のための条項の導入を徹底し、銀行単体での取引のみならず他社との連携による金融サービスを含め、反社会的勢力との取引防止を図ります。
(2)既存の契約等の事後検証を適切に実施し、反社会的勢力との関係遮断を徹底します。

4. 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

取引開始後、反社会的勢力であることが判明した際は、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、可能な限り速やかに取引を解消するなど、反社会的勢力との関係遮断のための措置を的確に講じます。

5. 反社会的勢力による不当要求への対処

反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で拒否し、裏取引や資金提供は行いません。また、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と相談のうえ、民事・刑事の法的対応を見据え、強い姿勢で対処します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1　ディスクロージャーに対する考え方

当行は、銀行法、金融商品取引法、会社法、その他の法令および金融商品取引所の適時開示規則などに沿って、適切な情報開示を行うこととしております。

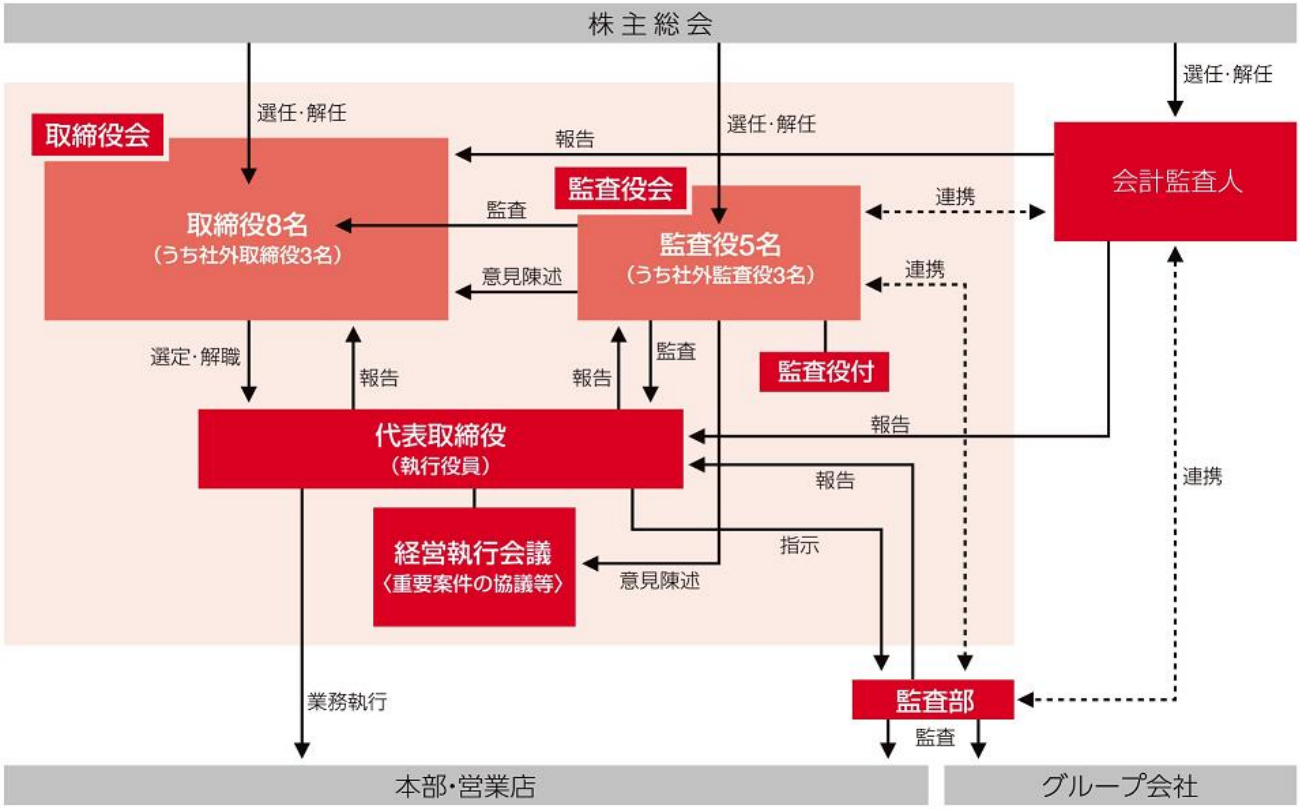
また、当行は、こうした法律や規則に基づく情報のほか、各ステークホルダーの皆さま（株主、投資家、お取引先、地域社会および従業員）へ会社説明会等を行うことで、積極的に当行に関する情報開示を行うこととしております。

2　適時開示に係る社内体制の状況

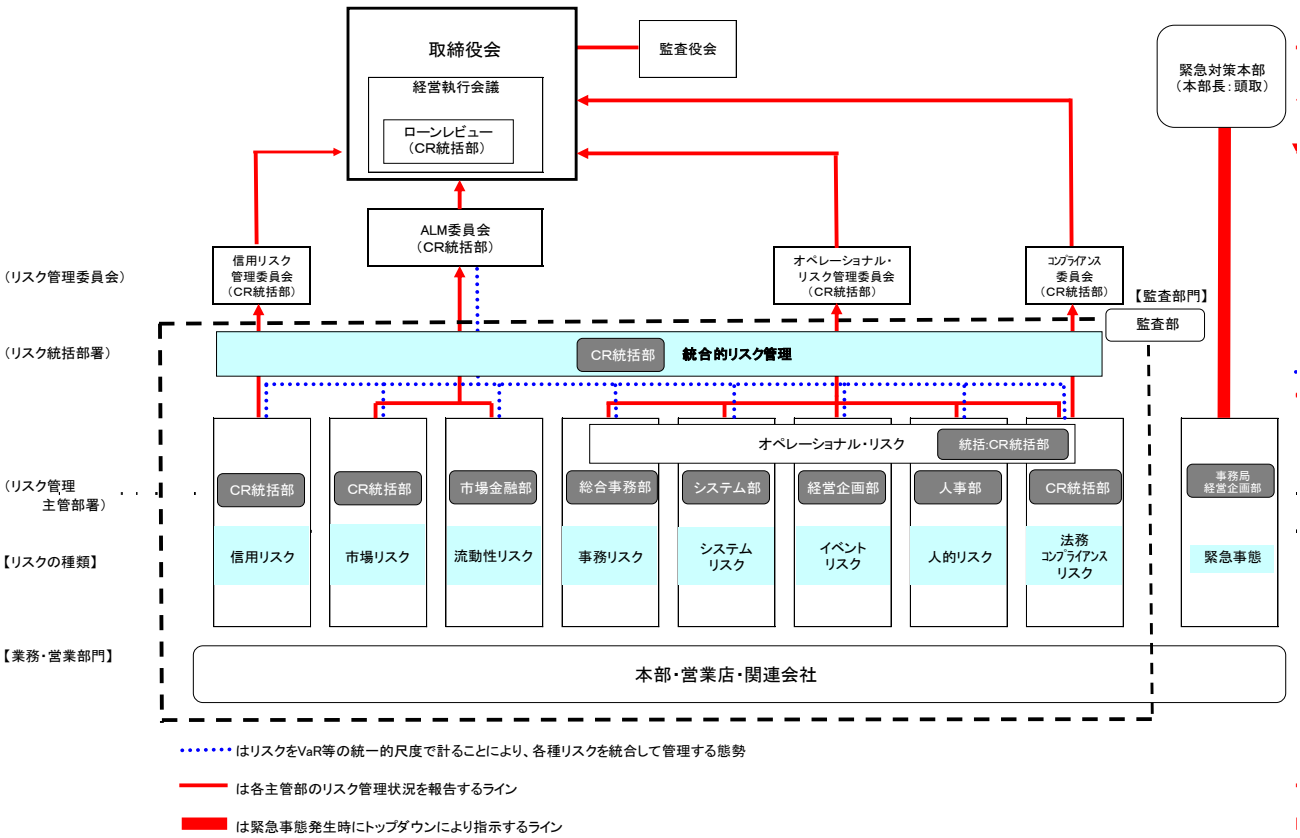
当行は、適時開示所管部を経営企画部とし、経営企画部担当執行役員の統括のもと決定事実や発生事実等の一元管理を行い、適正な情報開示を速やかに実施する体制としております。

また、コンプライアンス統括部署であるCR統括部を設置し、開示内容の法令上の適確性を確保する体制としております。

コーポレート・ガバナンス体制図



リスク管理体制図



適時開示に係る組織体制図

